

○地方行政委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
5	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	元、二八	付委員 託会議 元、三六 可決	付委員 託会議 元、三七 可決	
11	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 二七 可決 三三 元	二七 可決 三三 元	
12	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 二七 可決 三三 元	二七 可決 三三 元	
28	地方税法の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 三三 可決 三六 元	三三 可決 三三 元	
30	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二六	六九 可決 六三 元	六九 可決 六三 元	衆本会議趣旨説明 二元、六九 参本会議趣旨説明 六二九
78	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	四三	(予) 四三 可決	四三 可決	
				付委員 託会議 元、三七 可決	付委員 託会議 元、三三 可決	
				元、二八 可決 元、三七 可決	元、二八 可決 元、三七 可決	
				衆議院	衆議院	
				衆議院	衆議院	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

(一) 昭和六十三年補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆千八百三十七億円減額することとする（以上の措置により、同特別会計の借入金残高は、四兆七千三百二億三千五百万円となる）。

(二) 昭和六十三年補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度に交付しないで、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする（一）、(二)の措置により、地方交付税の総額は、十一兆二千百四億七百万円となる）。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 昭和六十三年補正予算等による地方負担の増加及び同年度分地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置

するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改正することとする。

(二) 自ら考え自ら行う地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分その他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が二兆千二百五十六億円増加することに伴い、本年度においては、普通交付税の調整額の復活、地域づくりの推進、補正予算等による地方負担の増加、地方債の縮減に伴う必要額及び特別交付税の増額に要する額の合計五千八百十八億円を地方公共団体に交付するほか、翌年度の地域づくりの推進等に要する額相当額三千六百億円を本年度に交付しないで、平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付することができるものとともに、残余の額一兆千八百三十七

億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の額を減額すること、また、補正予算等による地方負担の増加等に伴い必要となる財源を措置するため単位費用の一部を改定するとともに、地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分のその他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付税の特別会計借入金の繰り上げ償還、ふるさとづくり事業に対する助成などのあり方、消費税導入に伴う地方公共団体の対応に関する問題等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法一一号）

要旨

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備費に係る国庫補助率を二分の一（通常三分の一）以内とする特例措置の適用期限を五年延長し、平成五年度までとするとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四（現行七分の三）以内にしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準については税源帰属の適正化を図ること、自動車税の税率構造についてはよりなだらかなものとなるようにすること、軽油引取税については課税の適正な執行を確保すること等のため見直しを行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方団体の公共料金の消費税転嫁問題、地方税の非課税等特別措置の整理合理化、軽油引取税の課税の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して瀧上委員、公明党・国民会議を代表して片山委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、国と地方等の税源再配分について検討を加え、地方税源の拡充を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内に引き上げる特別措置の適用期限を平成五年度まで延長するとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四以内とすることを内容とするものであります。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における河川、教育施設、農業用施設等の整備を促進するための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成六年三月三十一日までとする内容をしております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審議を進め、人口急増市町村に対する消防補助金のあり方、消防体制・施設の整備、成田空港二期工事の進捗状況、空港周辺の公共施設等の整備の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、消防施設強化促進法改正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して諫山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して田辺委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置法改正案について採決を行いましたところ、本法律

案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における河川、教育施設、農業用施設等の整備を促進するための国の財政上の特別措置を五年間延長することとし、法律の有効期限を平成六年三月三十一日までとしようとするものである。

委員長報告

四五ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、

個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げを行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

(一) 所得割の非課税限度額の引き上げ

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十二万円（現行三十一万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。

(二) 年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を、老人控除対象配偶者または老人扶養親族に含め、あわせて同居老親等に係る扶養控除の適用を認めるとともに、同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を七万円引き上げる。

(三) 夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻をしていない寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年

の合計所得金額が三百万円以下であるものに係る寡婦控除額を三十万円とする。

四 納税義務者の住所所在の都道府県共同募金会に対し、十万円を超える寄附金を支出した場合において、当該十万円を超える寄附金の金額について、寄附金控除を設ける。

二、事業税

(一) 法人の事業税の分割基準を次のとおり改正する。

1 資本の金額または出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場に係る従業者の数については、当該数値にその二分の一に相当する数値を加えて算定するものとする。

2 証券業について銀行と同じ分割基準とし、課税標準額の二分の一に相当する額を事務所または事業所の数に、二分の一に相当する額を従業者の数にあん分して行うものとする。

(二) 一定の協同組合等について、所得のうち十億円を超える金額に係る法人の事業税の標準税率を百分の九（現行百分の八）とする。

三、不動産取得税

住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長する。

四、自動車税

乗用車について、普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止し、所要の経過措置を講じた上、標準税率を次のとおり改める。

五、軽油引取税

課税の適正な執行を確保する等のため次のように改正する。

(一) 課税団体を、特約業者または元売業者から軽油の引き取りを行う販売業者等の所在する都道府県に改める。

(二) 元売業者の特約業者からの軽油の引き取りを課税対象に追加する。

(三) 元売業者及び特約業者の指定・取消要件等を整備し、その厳格化を図るとともに、仮特約業者制度を創設する。

(四) 販売業者等が軽油以外の炭化水素油を自動車燃料として販売した場合には、販売業者等に対し課税する。

(五) 軽油等の混和及び軽油以外の炭化水素油の自動車用

改正		案		現		行	
自動車の区分 (総排気量)	税額(年額)	自動車の区分 (総排気量)	税率(年額)	自動車の区分 (総排気量)	税率(年額)	自動車の区分 (総排気量)	税率(年額)
営業用 二リットル超、二・五リットル以下 二・五リットル超、三リットル以下 三リットル超、三・五リットル以下 三・五リットル超、四リットル以下 四リットル超、四・五リットル以下 四・五リットル超、六リットル以下 六リットル超	一万三千八百円 一万五千七百円 一万七千九百円 二万五百円 二万三千六百円 二万七千二百円 四万七百元	営業用 三リットル以下 三リットル超、六リットル以下 六リットル超 三リットル以下 三リットル超、六リットル以下 六リットル超	二万五千元 二万七千五百円 五万四千五百円 八万五千五百円 八万八千五百円 八万八千五百円 十四万八千五百円	家用 二リットル超、二・五リットル以下 二・五リットル超、三リットル以下 三リットル超、三・五リットル以下 三・五リットル超、四リットル以下 四リットル超、四・五リットル以下 四・五リットル超、六リットル以下 六リットル超	四万五千元 五万千円 五万八千円 六万六千五百円 七万六千五百円 八万八千円 十一万千円	家用 三リットル以下 三リットル超、六リットル以下 六リットル超	八万五千五百円 八万八千五百円 八万八千五百円 十四万八千五百円

燃料としての販売または消費について承認制を導入する。

(六) 元売業者、特約業者等に所要の報告、帳簿記載等の義務を課する。

(七) 軽油引取税に係る脱税等に関する罰則を強化する。

六、国民健康保険税

(一) 課税限度額を四十二万円（現行四十万円）に引き上げる。

(二) 公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者の有する公的年金所得に係る所得について調整措置を講ずる。

以上のほか、道府県民税及び市町村民税、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税に係る非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととする。

なお、施行期日は、五の改正は、平成元年十月一日から、一の(二)から(四)までの改正は平成二年四月一日から、その他の改正は平成元年四月一日からである。

委員長報告

四五ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の改正

所得税、法人税及び酒税並びに消費税（消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。）に加えて、たばこ税を新たに地方交付税の対象税目とし、その二十五％を地方交付税とする。

二、地方交付税の総額の特例

(一) 平成元年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税及び酒税の三十二％、消費税の二十四％、たばこ税の二十五％（返還金を含む。））に、交付税及び譲与税配付金特別会計の剰余金六百八十六億円及び同年度の特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同

特別会計借入金利子支払額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額とする（以上の措置に昭和六十三年からの繰越額三千六百億四千九百万円を加えた平成元年度分の地方交付税の総額は、十二兆四千六百八十九億五千二百万円となる）。

(二) 平成三年度分から平成十三年度分までの地方交付税の総額について、新たに六千八百四億円を加算し、各年度を加算額を改めることとする。

三、単位費用等の改正

平成元年度分の普通交付税の算定については、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、老人保健施策の推進・長寿社会対策の充実等高齢化への対応・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、消防救急対策等に要する経費、経常経費に係る国庫

補助負担率の見直しに伴う所要経費、消費税導入に伴い必要となる経費の財源を措置し、あわせて、投資的経費について地方債への振替措置を廃止することに伴う所要経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化等に資するため、平成元年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方交付税の総額について、地方交付税法第六条を改め、新たにたばこ税の収入額の百分の二十五を加えること、平成元年度分にあつては、この改正後の第六条第二項の額に交付税特別会計における剰余金六百八十六億円及び特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、同特別会計借入金利子支払額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額を地方交付税の総額とすること、また、後年度の地方交付税総額について、新たに六千八百四億円を加算する

とともに、普通交付税の算定について、地域経済の活性化、自主的な地域づくりの推進、高齢化への対応等に要する経費等の財源を措置するほか、平成元年度に限り、財源対策債償還基金を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、基準財政需要額の算定、国庫補助負担率の暫定措置、地方税源の拡充・地方への配分等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して湧上委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方財政の充実強化を図る旨の五項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。